

昭和二十四年法律第百八十六号

獣医師法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 免許（第三条—第九条）
 第三章 試験（第十条—第十六条の五）
 第四章 業務（第十七条—第二十三条）
 第五章 獣医事審議会（第二十四条—第二十六条）

- 第六章 罰則（第二十七条—第二十九条）
 附則

第一章 総則

- （獣医師の任務）

第一条 獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獸医事をつかさどることによつて、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。

第二条 免許（定義）
 この法律において「飼育動物」とは、一般に人が飼育する動物をいう。

第三条 獣医師でない者は、獸医師又は、これに紛らわしい名称を用いてはならない。

第四条 免許（免許を与えない場合）
 獣医師にならうとする者は、獸医師国家試験に合格し、かつ、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、農林水産大臣の免許を受けなければならない。

第五条 未成年者には、前条の免許を与えない。
 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。
 一 心身の障害により獸医師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定めるもの
 二 麻薬、大麻又はあへん中毒者
 三 罰金以上の刑に処せられた者
 四 前号に該当する者を除くほか、獸医師道に対する重大な背反行為若しくは獸医事に関する不正の行為があつた者又は著しく徳性を欠くことが明らかな者
 五 第八条第二項第四号に該当して免許を取り消された者

第六条 前項各号のいずれかに該当する者から免許の申請があつたときは、農林水産大臣は、獸医事審議会が行う意見の聴取に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第七条 前項各号のいずれかに該当する者から免許の申請があつたときは、農林水産大臣は、獸医事審議会が行う意見の聴取に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

審議会の意見を聽いて免許を与えるかどうかを決定しなければならない。

（獣医師名簿）

- 農林水産省に獣医師名簿を備え、獣医師の免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証）

- 第三条の免許は、獣医師名簿に登録することによつて与えられる。

農林水産大臣は、第三条の免許を与えたときは、獣医師免許証を交付する。

（免許の取消し及び業務の停止）

獣医師から申請があつたときは、農林水産大臣は、その免許を取り消さなければならぬ。

（免許の取消し及び業務の停止）

農林水産大臣は、第三条の免許を与えたときは、獣医師免許証を交付する。

二条及び第十四条を除く。の規定は、適用しない。

（免許の申請手続等）

- この章に規定するもののほか、免許の申請、獣医師名簿の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに前条の規定による処分に関する細目を定めて、農林水産大臣に報告しなければならない。

農林水産省令で定める。

第三章 試験

（試験の目的）
 試験に關する細目を公告しなければならない。

（臨床研修）

前項の試験に関する細目を公告しなければならない。

第十二条 獣医師国家試験は、飼育動物の診療上必

要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について行う。

第十三条 獣医師国家試験は、農林水産大臣の監督の下に、毎年少なくとも一回、獣医師国家試験及び獣医師国家試験予備試験を行わなければならぬ。

（試験の実施）

第一項の規定により意見を聽かれたときは、獣医師国家試験を受けることができない。

第十四条 獣医師国家試験を受けることと認められない。

（試験の実施）

次の各号の一に該当する者でなければならぬ。

第十五条 獣医師国家試験予備試験は、外

國の獸医学校を卒業し、又は外国で獸医師の免

許を得た者（同項第二号に該当する者を除く。）であつて、獸医事審議会が適當と認定したものであつて、獸医事審議会が適當と認定したものでなければ、受けることができない。

第十六条 獣医師国家試験予備試験に合格した者

（試験の実施）

政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（試験科目等）

- 獣医事審議会は、試験期日の四月前までは、試験の科目、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を定めて、農林水産大臣に報告しなければならない。

農林水産大臣は、試験期日の三月前までに、前項の試験に関する細目を公告しなければならない。

第十六条 獣医事審議会は、試験期日の四月前までは、試験の科目、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を定めて、農林水産大臣に報告しなければならない。

農林水産大臣は、試験期日の三月前までに、前項の試験に関する細目を公告しなければならない。

第十七条 獣医師国家試験又は獣医師国家試験予備試験を受けようとする者は、実費を勘案して

（試験手数料）

政令で定めるものに限る。) の診療を業務としてはならない。 (診断書の交付等)	
第十八条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは处方若しくは再生医療等製品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律百四十五号)第二条第九項に規定する再生医療等製品をいい、農林水産省令で定めるものに限る。第二十九条第二号において同じ。)の使用若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検査しないで検索書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。 (診療及び診断書等の交付の義務)	
第十九条 診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 診療し、出産に立ち会い、又は検査をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検査書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 (保健衛生の指導)	
第二十条 獣医師は、飼育動物の診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育に係る衛生管理の方法その他飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければならない。 (診療簿及び検査簿)	
第二十一条 獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検査をした場合には、検査に関する事項を検査簿に、遅滞なく記載しなければならない。 獣医師は、前項の診療簿及び検査簿を三年以上農林水産省令で定める期間保存しなければならない。 農林水産大臣又は都道府県知事は、必要と認めるときは、その職員に、獣医師について、診療簿及び検査簿(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。	

4 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。	
第二十二条 獣医師は、農林水産省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律百五十一号)第六条第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。 (経過措置)	
第五章 獣医事審議会 (設置) 第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。	
第二十四条 獣医師国家試験に関する事務その他この法律及び獸医療法(平成四年法律第四十六号)によりその権限に屬させられた事務を処理させるため、農林水産省に獸医事審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (委員)	
第二十五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者の中から農林水産大臣が任命する。 一 獣医師が組織する団体を代表する者 二 学識経験がある者 三 その他の審議会の委員の任期、報酬及び旅費として必要な事項は、政令で定める。	

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。 第六章 罰則 16 第二十九条 第二項の規定による業務の停止に対する免許の取消又は業務の停止の処分は、第八条の規定によつてしたるものとみなす。 10 旧法第十二条の規定によつてした獣医師の免許の取消又は業務の停止の処分は、第八条の規定によつて免許を受けた獣医師とみなす。 16 学校教育法附則第三条の規定により旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校として存続した学校で審議会が認めたものは、第十二条第一号の大学とみなす。 (施行期日) 七号 附 則 (昭和五三年四月二四日法律第	
17 第六項、第七項若しくは、第十八条項又は旧法第一条の規定により獣医師の免許を受けた者であつて、四年以上獸医師としての経験があるものは、第十二条の規定にかかるらず、獣医師國家試験を受けることができる。 附 則 (昭和二八年八月一五日法律第二十九条 次の各号のいづれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 二 虚偽又は不正の事実に基づいて、獣医師の免許を受けた者は、一年以下の懲役若しくは罰金を科する。 第二十八条 第八条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 附 則 (昭和二九年四月二二日法律第七十九号) 拷 一 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。 2 この法律施行前從前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の处分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は手續とみなす。 附 則 (昭和二九年五月二七日法律第四十七号) 拷 一 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。 2 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。 附 則 (昭和五二年五月二七日法律第四十九号) 拷 一 この法律は、昭和五十二年五月一日から施行する。 2 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。 附 則 (昭和五二年五月二七日法律第四十九号) 拷 一 この法律は、昭和五十二年五月一日から施行する。 2 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。 附 則 (昭和五二年五月二七日法律第四十九号) 拷 一 この法律は、昭和五十二年五月一日から施行する。 2 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。	
17 第六項、第七項若しくは、第十八条項又は旧法第一条の規定により獣医師の免許を受けた者であつて、四年以上獸医師としての経験があるものは、第十二条の規定にかかるらず、獣医師國家試験を受けることができる。 附 則 (昭和二八年八月一五日法律第二十九条 次の各号のいづれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 二 虚偽又は不正の事実に基づいて、獣医師の免許を受けた者は、一年以下の懲役若しくは罰金を科する。 第二十八条 第八条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 附 則 (昭和二九年四月二二日法律第七十九号) 拷 一 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。	
17 第六項、第七項若しくは、第十八条項又は旧法第一条の規定により獣医師の免許を受けた者であつて、四年以上獸医師としての経験があるものは、第十二条の規定にかかるらず、獣医師國家試験を受けることができる。 附 則 (昭和二九年五月二七日法律第四十九号) 拷 一 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。	

附 則 (昭和五三年四月二四日法律第二十九条) 拷 一 この法律の規定に違反して獣医師でなくして飼育動物の診療を業務とした者 二 虚偽又は不正の事実に基づいて、獣医師の免許を受けた者は、一年以下の懲役若しくは罰金を科する。 第二十九条 第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	
--	--

(施行期日) 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十一条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定(公布の日) 第三十条 第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

(施行期日) 附則 (平成一四年五月八日法律第一五一号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一四年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分) 第三百四十四条、第三百四十五条、第三百六十六条、第三百六十七条の二並びに第三百六十八条の規定(公布の日) 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一四年五月一五日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年五月一五日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年五月一五日法律第四八四号) 抄

(施行期日)

に限る。)の規定並びに次条及び附則第八条の規定 公布の日

二 第一条(母子保健法第十七条の二第一項及び第十九条の二の改正規定に限る。)、第六条及び第九条の規定並びに附則第六条、第七条、第十条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の十二の項の改正規定(「交付」の下に「同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施」を加える部分に限る)及び同法別表第四の四の十二の項の改正規定に限る。)及び第十四条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日
(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。